

## 諮 問 の 概 要 (案)

(「指数の基準時に関する基準」の統計基準としての設定について)

### 1 指数の基準時に関する基準の目的等

指数とは、異なった時点間における価格、生産量等を比較するために、基準となる時点での統計数値と他の調査時点における統計数値を相対的に表したものである。この基準となる時点を「基準時」と言い、通常、指数は基準時を 100 とする比率の形で表示される。

また、指数の表示形式として多数の財・サービスの価格（数量）変化を平均的に表示する総合指数を採る場合、個々の品目等に対してその重要度に応じた係数を与え、その係数をウェイトとして加重平均して算出する。

社会経済状況が短期間に大きく変化する中で、基準時を長期間固定すると、指数により当該変化を的確に把握することが難しくなる。また、指数の多くは総合指数の形式を採っているため、ウェイトを長期間固定したままにすると、消費構造や産業構造の変化に伴いウェイトが大きく変化してしまった場合は、指数が現実の産業構造等から乖離してしまう。このため、適当な時点で基準時及びウェイトを更新（基準改定。下記注）する必要があるが、これらの時点が指数ごとに異なると指数間の相互利用や比較対照等に支障が生じる恐れがある。

こうしたことから、基準時及びウェイトの更新については、昭和 32 年以降累次の統計審議会の答申により、各指数とも統一的に原則として 5 年ごとに更新を行うこと及び基準時は西暦年の末尾が 0 又は 5 の付く年、ウェイトは基準時と同年又はその近傍の年に係るものと採ることとされ、これに沿って、国の各指数（ウェイトを毎年更新する連鎖指数等を除く。）の基準時等の更新が行われてきている。

(注)「基準改定」といった場合、指数の基準時及びウェイトの更新のみを指す場合もあれば、統計の作成方法まで含める場合もあることに留意。

### 2 指数の基準時に関する基準を統計基準として設定する理由

「指数の基準時及びウェイト採用時の更新についての基準について」は、新たな統計法（平成 19 年法律第 53 号）の一部施行（平成 19 年 10 月）により統計審議会が廃止されたことに伴い、その根拠を失ったが、前述 1 のとおり、指数間の相互利用や比較対照等の観点から依然として重要な基準である。

また、当該基準は、指数の基準改定の客観性と各指数の整合性の確保の観点から、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定。以下「基本計画」という。）において、新たな統計基準として設定し、公示することとされている。

### **3 今回定めようとする指数の基準時に関する基準の内容（案）**

今回、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく統計基準として設定する指数の基準時に関する基準は、昭和 56 年の統計審議会の答申（諮問第 185 号 指数の基準時及びウエイト時の更新について）を基に、各府省におけるこれまでの当該答申の運用実績等を踏まえつつ、現行の統計法との整合性の確保等の観点から見直しを行った別紙のものとしたい。

## 別紙

### 指数の基準時に関する基準（案）

#### 1 指数の基準時の原則

指数の基準時は、五年ごとに更新することとし、西暦年数の末尾が0又は5である年とする。

#### 2 ウェイトを固定する指数

(1) ウェイトを固定する指数は、当該指数の基準時である年のデータに基づくウェイトにより算出するものとする。

(2) ウェイトを固定する指数について、やむを得ない理由により基準時の更新に必要なウェイトを設定できないときは、1の項（指数の基準時の原則）の定めにかかわらず、当該必要なウェイトが設定できるまで指数の基準時を更新しないことができる。この場合において、指数の基準時が西暦年数の末尾が0又は5である年以外の年となるときは、その後の指数の基準時ができるだけ速やかに1の項の定めに従ったものとなるよう、適切な措置を執るものとする。

#### 3 基準時を更新した場合の利便確保措置

指数の基準時を更新したときは、新指数と旧指数とのリンクその他の利用者の利便のための適切な措置を講ずるものとする。

#### 4 その他

指数の基準時について、法令の定め又は法令に定める手続きがあるときは、その定め又は手続きによるものとする。